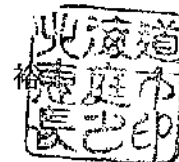


恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 4 号

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則

恵庭市事務分掌規則（昭和 4 6 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 シティプロモーション課の項中「自転車活用推進計画に関すること。」を削り、同表
(2) 企画振興部の表中「島松地区複合施設整備に関すること。」を

「島松地区複合施設整備に関すること。

自転車活用推進計画に関すること。」に改める。

別表 1 (2) 企画振興部に次のように加える。

新ファーム本 拠地整備室	新ファーム本拠地整備に関すること。
-----------------	-------------------

別表 1 経済振興室の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。